

ベラル - シの南部、ウクライナとの国境に広がる 2165 平方キロの「ボレ - シェ国立放射線生態学保護区」。1986 年のチェリノブイリ原発事故で汚染され、居住は禁止、立ち入りも許可を要し、厳重な監視体制下にある。

この保護区には、かつて 92 の市町村があり 2 万 2 千が暮らしていたという。原発事故後、住民は強制移住させ、高濃度に汚染された 13 の村については、汚染を広げないために、壊されて埋めてしまった。

保護区の外側で居住可能な区域では暮らしを維持するために部分的に除染されたが、削り取った汚染土は化学処理、植物を利用するなど数多くの方法を模索したが、結局、効果的な方法はなく、保護区に運び、埋めるしかなかったという。



ベラル - シに降り注いだセシウム 137 の 3 割 (4810 テラベクレル)(1 テラは 1 兆)\* (境界線金網の向こう側が立ち入り禁止区域)  
\*ストロンチウム 90 の 7 割 (444 テラベクレル)、プルトニウムの殆ど (14.8 テラベクレル) を含む高汚染地帯である故に保護区に指定され国の管理下にある。

広大な保護区には人は全くおらず、野生動物や鳥類が生息し、絶滅危惧種がここでは繁殖に転じているという。

この区域に 25 年以上経った現在でも戻れる可能性は全くなく、将来的な見通しもない。

双葉郡内にも残念ながら同様な立ち入り禁止区域ができてしまうかも知れません。いくら除染作業を強行しても限度があります。

現在明らかなのは、原発事故炉の完全冠水まで 10 年、燃料棒取り出しまで 25 年、廃炉完成 40 年後が予定としての案ですが、未だ先に延びるかも知れません。

原発前の静かな双葉郡になるのは半世紀後です。

前に述べましたが、50mSv ~ 100mSv の地域は 5 年程度は帰宅困難と指定されましたが、100mSv 以上の地域での帰宅は何時許されるのか見通しは立っていません。

これから綿密に測定が行われるでしょうが、スポットとしては相当に高い Sv の点があることは確かで、チェリノブイリの近郊にある「放射線生態学保護区」のような立ち入り禁止区域ができるかも知れません。

誠に残念なことですが、地域住民としては当分の間 苦しい避難地生活が続くことを覚悟しなければならないでしょう。